

平成 22 年度 経営コース企業会計を受講して

上野原市建設経済部下水道課 石井則夫

平成21年12月に地方公営企業会計制度等研究会から「ストック情報を含む財務状況の開示の拡大を図るためには、地方公営企業法の財務規定等を適用するメリットが大きいことから、原則として、法非適用企業（地方財政法第6条の公営企業のうち法適用企業以外の企業）に財務規定等を適用することが望ましい。」という報告書が出されました。

このことから数年のうちに当市の下水道事業にも法適化が求められてくるので、今回先進地の状況などを勉強するために「企業会計」の研修に参加しました。

研修では、最新の地方公営企業法・施行令の改正状況の話があり、「現在は、政令市・中核市・特例市等で法適用の移行事務を行っているが、法改正により規模の小さい市町村においても時間の問題で法適化が求められてくる。」とのことでした。また、実際に法適用移行を行ってきた「広島県大竹市」「岩手県盛岡市」「熊本県熊本市」、現在、平成23年4月の法適用化に向けて移行事務を行っている「兵庫県姫路市」の4市の担当者から、法適用移行での行う内容についての講義がありました。

内容については次のような話がありました。

- ① 法適化の背景
- ② 法適化のメリット・デメリット
- ③ 全部適用か一部適用か
- ④ 法適化のスケジュール
- ⑤ 資産評価の方法
- ⑥ 企業会計に伴う会計システムの導入
- ⑦ 法適化に伴う各課協議・条例改正

各担当者も法適移行事務は初めてで手探り状態で大変苦勞をしたとのことでありました。

研修最終日には、参加者37名によりディスカッションが行われ、現在行っている移行事務での問題点や下水道事業での問題点が提議され、講師の先生や先行市町村の担当者から解決策や意見があり、大変参考になり実りある研修となりました。

法適化は待ったなしでやってくるということです。この研修で学んだことや知り合った方々との交流をとおして、これからの仕事に役立てていきたいと思えます。